

議案第73号

市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年6月5日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市内経済への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を減額する。また、固定資産税等の課税誤りにより、市民の信頼を損ねたことに関して、その責任を明らかにするために市長の給料を減額したいので、この案を提出するものである。

市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料の額の特例に関する条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成25年1月1日」を「令和2年7月1日」に改め、「任期満了、」を削り、「又は死亡の日」を「若しくは死亡の日又は令和2年9月30日」に、「100分の50」を「100分の40」に、「100分の30」を「100分の20」に、「100分の20」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。